

## 第7回京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会 摘録

日 時 平成17年11月8日（火） 午後6時 ～ 午後7時30分  
場 所 京都ロイヤルホテル 2階 麗峰の間

### 1 提言（修正案）の確認

### 2 その他

#### 中西副会長

全体の構成を分かりやすくする工夫を考えてはどうか。基本理念の次に具体的施策を持ってきたほうが分かりやすいのではないかと。5つの「基本理念」、次に「具体的施策」、そして「市及び市民の責務」、「財政上の措置」、「推進方法」の順序の方が良く分かるように思う。

#### 上平会長

構成の議論は過去にした。責務に力点を置き、「市及び市民の責務」を先に置いたほうがよいという議論になったのではないかと。条例は具体的施策を詳細に述べる性格のものではないので、できるだけふくらみを持たせた表現で文章化してきた。

#### < 委員 >

条例の定型（項目の順序）が決まっていらないのなら、「5市及び市民の責務」、「6財政上の措置」を最後の「8推進方法」の前に回してもよいのではないかと。

#### < 委員 >

条例の定型からいうと、お示ししている案の順番が一般的に多い。通常、推進方法は最後に付いている。普通の文章で考えると、御指摘のあった順序のほうが分かりやすいが、基本的事項が前に来るのが条例では一般的である。御指摘の案で提言が出されても、条文になった時にはその順序にはならない。お示ししている案の方が、提言としてはよいように思う。

#### 上平会長

条例化に向けて、これから文書課との調整をしていかれる。委員会の役割としては、条例の趣旨を提言中に盛り込めればよい。

順序のことは最初に触れた。ここでは順序の変更や整理はしにくいだらう。このままで運びたい。

#### < 委員 >

論理的に考えると、目的があり、基本的理念、具体的施策があることは筋が通る。中身を読むと、目的や具体的施策の中にも、「市及び市民の責務」や「民間の役割」、財政のことが触れられている。一方で、もし、「5市及び市民の責務」、「6財政上の措置」を後ろに持っていくと、かなり文章を直さなければならないことが起こりかねない。むしろ「基本理念」があって、「市民等の責務」、「財政上の措置」も前提と考え、3つの前提があって、「具体的施策」へ進む形が筋が通るので、条例のきまりは別として、流れとしてはこのままでよいのではないか。

#### 上平会長

順番を変えると新たな問題が生じる。条項との整合性、前後関係も見ながら記述を進めてきた。単に順番を並べ変えるだけではうまくいかない。

#### < 委員 >

いろんなものを担保するものとして、財政上の措置があるので、「6財政上の措置」だけを最後にもってきてはどうか。財政上の措置は「8推進方法」の後か前でもよい。

#### < 委員 >

項目の順序について現在の案に修正を求める意見がでたが、「5市及び市民の責務」、「6財政上の措置」は施策の実践又は推進の手段ではなく、「4基本理念」との関係で、いわば準理念を提示しているものである。したがって位置としてはこれでよい。「6財政上の措置」は、後に出てくる推進方法の理念を語っているところであるので、先に出す必要がある。

構成では、誰に対する分かりやすさかを考える必要がある。基本理念のあとに具体的施策のことを挿入すると、テキストがどのように流れているかということについてのメタテキストを挿入することになり、結果として分かりにくさをもたらす可能性を含んでいると思う。基本的理念をふまえ、その後に「7具体的な施策」を挙げているのだから、この2つの関係は、十分にわかるのではないか。

#### < 委員 >

いろんな捉え方があるが、提言書は収支予算書ではない。大きな拘束力は持っておらず、雛形的なもので、当てはめると若干変わるかも知れないという幅を持たせたものなら、「6財政上の措置」は今の位置にあっておかしくない。これは一切拘束力がないと捉えてよいのなら、この順序でよいのではないか。ひとつの道標のようなものとして捉えたら、穏やかに次の条文作成の段階に渡せるのではないか。

#### 上平会長

提言は、市民にやさしく呼びかけるということが根底に流れているように思う。文

章はそれぞれの方の表現方法がある。ワーキングの中でも言葉のやりとりについて意見を交わした経緯もある。

#### 中西副会長

提言に当たってのところで、下から13行目「他の条例は市民に対して規制を伴うのに比べ、本条例はあくまで市民各層の自立性あるいは自発性に判断や実践を委ねなければなりません。」のところの表現が気になる。みなさんの自然な感想はどうか。

#### 上平会長

「提言にあたって」が条例そのものとなるわけではない。策定協議会としては、提言は市民とともにという姿勢で検討を重ねたということをお伝えするものである。ただし、「提言にあたって」は、本文とはちがって、逐一検討を重ねたわけではない。導入部分なので、全体の方向性を市民に呼びかけるという表現をしている。

#### 中西副会長

最終的には会長にお任せする。「提言にあたって」の中、「ちりばめている」という表現は日本語として気になる。「込められています」にしてはどうか。

2ページ「5市及び市民の責務」の「文化芸術都市京都の創生は、京都市の施策展開のみによって実現するものではなく、京都の文化芸術の担い手である市民・企業の主体的な参画・実践が不可欠である。」のところで、企業が文化芸術の担い手となるとあるが、企業が文化芸術の担い手となるのは特殊な状況である。「市民・企業」の・(中黒)を変え、「市民や企業」とするほうが表現としてよいのではないか。

#### 上平会長

条例では・(中黒)を使うのか。

#### <事務局>

・(中黒)は使わない。条例は条例としてのスタイルがあるので、提言の精神、言葉使いは尊重しつつも、条例は独自の言葉遣い、スタイルをとる。単に・(中黒)のことだけにとどまらない。

#### <委員>

「あくまで」が「委ねなければなりません」というところにとっても強くかかり、二重に強調している。もっと柔らかくするならば、「ある程度市民各層の自立性あるいは自発性に判断や実践を委ねようとするものです」にすると後が柔らかくなって、先程の・(中黒)を取る問題にも共通した文言の取扱になるのではないか。

#### 上平会長

「提言にあたって」は、自発的なものが文化芸術において大切であるということと呼びかけた文章であるが、御意見を伺って、和らいだ表現に改めさせていただく。全体的な骨子は大筋としてこの形でいきたい。条例の提言の前には、通例でこのような「提言にあたって」を置くのか。

#### <事務局>

前書きを置く例は多いと思う。前書きを置くと、本文だけでは意を尽くせないものが表現できて好ましい。一般的に、提言にはそういうものが大多数であろう。

#### 中西副会長

「提言に当たって」が条例の内容として出ないとしても、公になる。表現の気になるところは、気をつけるようにしたほうがよい。

#### 上平会長

「提言に当たって」の文章は修正して参りたい。本文については、組立、構成、配列に付いての意見が出たが、これでよいのではないかという積極的な意見もあったので、この会議での承認をいただきたい。

#### <委員>

あくまで、これは京都市が文化芸術振興条例を作るに当たっての委員会の意見であり、このような内容を押さえていただきたいという意見である。実際条例を作るのは市であり、文言、順序は最終市が選択されるものである。

#### 上平会長

本日皆様にお示ししたもので、内容を御了承いただけるのなら、この会議の目的を果たしたとしたい。本文も今まで吟味を重ねているので、これで御了解いただけるか。

#### 了解

#### 上平会長

委員の皆様におかれては、提言の作成に御協力をいただき、お礼申し上げます。後日とりまとめた提言書を事務局からお届けさせていただくとともに、市長に提出したいと考えている。

京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会として皆様にお集まりいただくのは、本日で最後である。

#### 星川副市長

委員の皆様方には本日御参集いただき、お礼申し上げます。昨年から1年以上にわた

り、熱意あふれる御論議をいただき、多大の御協力を賜った。市民とともに文化芸術都市を創っていく方針をまとめていただいた。

今後、提言書を会長から市長に提出いただき、条例化を図っていきたい。2月市会に条例案を提案する予定だが、条例を案文化した段階で、委員の先生方には報告したい。2月市会で可決された後、来年度に条例を施行する予定である。具体的な施策に踏み込んで、たくさんの御提言をいただいているので、行政だけではなく、市民の皆さんと一緒に施策の展開をして参りたい。皆様には引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

#### <事務局>

最終提言がまとまった段階で、会長から市長へ提言を提出いただくセレモニーを行なう予定である。上程の日程も含めて、皆様にお知らせしたい。提言をいただいた後、条例案を作成し、2月市会に上程する。条例案上程の状況については、委員の皆様にご報告する。

### 3 閉会